

# 令和3年度行橋市職員採用試験案内

1. 第1次試験日 令和3年9月19日（日）

2. 受付期間 令和3年7月15日（木）～8月13日（金）

【持参】8時30分～17時（ただし、土・日・祝日は受け付けておりません。）

【郵送】8月13日（金）消印有効（書類が完備しているものに限り受け付けます。）

## 3. 試験区分、採用予定、職務の概要等

試験区分		採用予定数	職務の概要等
初級	事務職	3名程度	市長部局・議会・各種委員会等で事務に従事します。
	消防職	2名程度	消防署で消防業務（2交替制勤務）に従事します。なお、採用後6ヶ月間は消防学校に入校します。
	技能労務職	1名程度	市長部局・議会・各種委員会等で単純な労務（し尿収集、じん芥収集業務等）に従事します。
上級	事務職	8名程度	市長部局・議会・各種委員会等で事務に従事します。
	技術職（土木）	1名程度	市長部局・水道事業等で設計、施工監督等の業務に従事します。
	技術職（保健師）	1名程度	市長部局等で保健師の業務に従事します。

## 4. 受験資格

試験区分		受験資格
初級	事務職	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人
	消防職	<ul style="list-style-type: none"><li>① 平成6年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人</li><li>② 以下の身体基準<ul style="list-style-type: none"><li>（視力）両眼とも0.6以上又は矯正視力1.0以上であること</li><li>（色覚）赤・青・黄色の識別ができること</li><li>（聴力）2mの距離で低語が聴取できること</li></ul></li><li>③ 日本国籍を有する人</li><li>④ 準中型自動車運転免許（5t限定を除く）を取得している人又は採用後2年以内に自己において取得できる人</li></ul>
	技能労務職	<ul style="list-style-type: none"><li>① 平成6年4月2日～平成16年4月1日までに生まれた人</li><li>② 準中型自動車運転免許を取得している人、または採用後2年以内に自己において取得できる人</li></ul>
上級	事務職	平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
	技術職（土木）	昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
	技術職（保健師）	昭和61年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、現に保健師免許を有する人又は令和4年3月までに免許取得見込みの人

**【受験資格留意事項】**

- ※ 全ての試験区分において、学歴は問いません。
- ※ 次に該当する人は、受験できません。
  - ① 日本国籍を有しない人（消防職のみ）
  - ② 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する人
    - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人が該当する。
    - 行橋市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
    - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 5. 試験の日時、会場、合格発表

(第1次試験)

試験区分	日 時	会 場	合 格 発 表
全試験区分共通	令和3年9月19日（日） 受付開始 9:00 試験説明 9:50 試験開始 10:00 ※ 終了時間は試験区分により異なります。	西日本工業大学 対田町新津1-11 0930-23-1491	令和3年10月7日（木） （予定） 行橋市ホームページ及び市役所掲示板に合格者の受験番号を掲示します。 なお、合格者のみ文書で通知します。

※新型コロナウィルス感染症等の状況により、試験日時・会場が変更になる場合があります。

(第2次試験)

試験区分	日 時	会 場	合 格 発 表
初級	事務職 消防職	集団討論	10月中～下旬 ※ 詳細については、第1次試験合格者に文書で通知します。
上級	上級全試験区分		行橋市役所庁舎 行橋市中央1-1-1 0930-25-1111
初級	技能労務職	作文 (事前提出) 個人面接	11月中～下旬 ※ 作文課題及び提出期限等詳細については、第1次試験合格者に文書で通知します。
			行橋市役所庁舎 行橋市中央1-1-1 0930-25-1111

(第3次試験)

試験区分	日 時	会 場	合 格 発 表
初級	事務職 消防職	作文 (事前提出) 個人面接	11月中～下旬 ※ 作文課題及び提出期限等詳細については、第2次試験合格者に文書で通知します。
上級	上級全試験区分		行橋市役所庁舎 行橋市中央1-1-1 0930-25-1111

※ 初級技能労務職については、第3次試験はありません。

## 6. 試験の科目、内容等

	試験区分		科目	内容
第1次試験	全試験区分共通		教養試験	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記試験
	初級	事務職	適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査
		消防職	適性検査	消防職員としての適応性を性格的な面からみる検査
	上級	技能労務職	体力測定	反復横跳び、上体起こし、握力等の測定
			体力測定	反復横跳び、上体起こし、握力等の測定
	上級	上級全試験区分	専門試験	事務職員又は技術職員として必要な専門的知識等の能力についての択一式による筆記試験
第2次試験	初級	事務職	集団討論	人柄等についての集団討論による試験
		消防職		
	上級	上級全試験区分		
	初級	技能労務職	作文(事前提出)	課題に対する理解力、文章による表現力、文章構成力等の能力についての筆記試験
第3次試験	初級	事務職	個人面接	人柄等についての個人面接による試験
			作文(事前提出)	課題に対する理解力、文章による表現力、文章構成力等の能力についての筆記試験
	上級	上級全試験区分	個人面接	人柄等についての個人面接による試験
			健康診断(消防のみ)	健康状態についての医学的検査

※ 初級職は高校卒業程度、上級職は大学卒業程度の学力を要します。ただし、学歴は問いません。

※ 第1次試験の教養試験及び専門試験の出題分野は、概ね次の通りです。

試験科目	試験区分		出題分野
教養試験	全試験区分共通		時事、社会・人文に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する一般知識
専門試験	上級	事務職	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
		技術職(土木)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む)、材料・施工
		技術職(保健師)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

## 7. 第1次試験当日（9月19日）に持参するもの

- ① 受験票
- ② 筆記用具（H.Bの鉛筆又はシャープペンシル及び消しゴム）
- ③ 昼食〔会場付近に食事ができる施設はありません。なお、初級事務職は、必要ありません。〕
- ④ 時計（時間機能だけのもの）  
※ スマートフォン、スマートウォッチ、携帯電話等については、時計として認めません。
- ⑤ 消防職受験者及び技能労務職受験者は、運動ができる服装（靴は屋内用）を準備して下さい。
- ⑥ 車椅子等の補装具の持込を希望する方は、その旨を申込書の備考欄に具体的に記入して下さい。

## 8. 試験合格から採用まで

この試験の最終合格者は、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に成績順に登載され、職員に欠員が生じ、市長が必要と認めた場合に、その中から名簿登載順に採用（原則として6ヶ月間は条件附採用）されます。従って、登載順位によっては採用が遅れたり、採用されないこともあります。なお、この採用候補者名簿の有効期間は、登載の日から1年です。

この試験に基づく合格者の採用は、原則として令和4年4月1日以降に行われます。

受験資格がない場合、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合及び免許を必要とする職について免許を取得できなかった場合は、採用されません。

## 9. 給与（給料、諸手当）

初級事務職は154,900円程度、初級消防職は176,500円程度、初級技能労務職は152,700円程度、上級職は188,700円程度の給与が支給されます。なお、上位の学歴や経験年数を有する人は、一定の基準により加算されることがあります。また、給与に併せて扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

ただし、これらの額は、給与関係の条例、規則等の改正により変更されることがあります。

## 10. 試験結果の開示

この試験の結果については、行橋市個人情報保護条例第23条の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人（未成年者にあっては、その法定代理人を含む。）が受験票を持参のうえ、直接市役所にお越し下さい。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者	順位及び得点	最終合格発表の5日後から60日間	行橋市役所4階 総務課職員係
第2次試験				
第3次試験				

（注）未成年者の法定代理人が開示請求をするときは、受験票の他に、法定代理人の資格を証明する書類（戸籍抄本）及び法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を持参して下さい。

## 11. 受験手続

### ① 試験案内及び申込書・受験票の請求

#### ■ 窓口での請求

行橋市役所4階総務課職員係にて配付します。

#### ■ 郵送での請求

封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った返信用封筒（角形2号封筒：A4サイズが折らずに入る大きさ）を「宛先」明記の上同封して下さい。

※ 切手を貼った返信用封筒が同封されていない場合は、申込書等は送付しません。

※ 請求をしてから1週間を過ぎても申込書等が届かない場合は、総務課職員係まで必ずお問い合わせ下さい。

#### ■ 行橋市ホームページからダウンロード

申込書及び受験票をダウンロードする場合は、A4サイズの白色用紙（感熱紙、裏紙等の使用は不可）で、はがきの厚さ程度のものに、縮小や拡大をせずに印刷して下さい。

### ② 受験申込

#### ■ 提出書類 申込書及び受験票

#### ■ 受付場所 行橋市役所4階総務課職員係 〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

#### ■ 受付期間 令和3年7月15日（木）から8月13日（金）まで

8時30分から17時（ただし、土・日・祝日は受け付けておりません。）まで

※ 郵送の場合は、8月13日（金）までの消印があり、かつ書類が完備しているものに限り受け付けます。

※ 郵送で申し込む場合は、簡易書留として下さい。その際は、封筒の表に「採用試験申込書在中」と朱書きし、84円切手を貼った返信用封筒（長形3号封筒）を「宛先」明記の上同封して下さい。

※ 受験資格である資格・免許を取得している人は、申し込みの際に、資格免許の写し（A4サイズ）を添付して下さい。

### ③ 受験票の交付 受付後に受験票を交付します。（可能な限り持参受付をお願いします。）

※ 申込み後1週間を過ぎても受験票が届かない場合は、総務課職員係まで必ずお問い合わせ下さい。

### ④ 申込書等作成上の留意事項

■ 申込書及び受験票には、それぞれ写真（縦4cm×横3cm程度のもの）を貼って下さい。（申込前3ヶ月以内に、上半身・無帽・正面向きで撮影したもので、写真の裏に氏名・試験区分を記入してくださいこと。）

■ 写真（2枚）及び印鑑（1カ所）がもれている場合は、受理できませんので、特に注意して下さい。

### ⑤ 受験票の紛失等

受験票を紛失した場合は、必ず総務課職員係までご連絡下さい。

〔参考〕日本国籍を有しない受験者の皆様へ

令和3年度行橋市職員採用試験においては、**消防職を除き、日本国籍を有しない人も受験することができます。**

採用後は、公務員に関する基本原則に基づいて任用されることとなりますので、本市職員採用試験を受験するに当たっては、下記の事項にご注意下さい。

1. 日本国籍を有しない人が就く職について

公務員の任用は、公務員に関する基本原則・・・日本国籍を有しない人は、公権力の行使（許可、市税の賦課徴収、強制執行など住民の権利義務等を一方的に決定すること）又は公の意思の形成への参画（行政施策の企画立案、予算の編成など政策的判断を伴う事務について決定すること）に携わる職に就くことはできないという原則・・・に基づいて行われます。

従って、上記の公務員に関する基本原則にあたらない職に就くことになります。

2. 従事する職及び管理職への昇任について

行橋市では、上記の公務員に関する基本原則にある公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職について次のとおり定めていますので、採用後は概ねこれ以外の職に任用されることになります。

① 公権力の行使に携わる職

- ア 徹税吏員
- イ 許認可に携わる管理職
- ウ 強制執行に携わる管理職

② 公の意思の形成への参画に携わる職

- ア 庁議を所管する管理職及び常時これに参画する管理職
- イ 政策の総合企画及び調整を所管する管理職
- ウ 市財政を所管する管理職
- エ 各機関の人事を所管する管理職

3. 日本国籍を有しない人で、採用時点において法令により永住が認められていない人（在留の資格が「永住者」又は「特別永住者」以外の人）は、採用されません。

【申込みと問い合わせ先】

行橋市総務部総務課職員係

〒 824-8601 行橋市中央一丁目1番1号（市役所東棟4階）

TEL 0930-25-1111 （内線）1433・1434